

### 鳥取県訓令第3号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>（官報報告主任）</p> <p>第2条 官報に掲載する事項の報告に関する事務を処理させるため、官報報告主任を置き、<u>総務部政策法務課長</u>をもってこれに充てる。</p> <p>（官報報告事項等）</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>報告事項</th><th>様式</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条</u>に規定する部局長等をいう。</td></tr></tbody></table>	報告事項	様式	略		備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号） <u>第14条</u> に規定する部局長等をいう。		<p>（官報報告主任）</p> <p>第2条 官報に掲載する事項の報告に関する事務を処理させるため、官報報告主任を置き、<u>総務部政策法務室長</u>をもってこれに充てる。</p> <p>（官報報告事項等）</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>報告事項</th><th>様式</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条</u>に規定する部局長等をいう。</td></tr></tbody></table>	報告事項	様式	略		備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号） <u>第13条</u> に規定する部局長等をいう。	
報告事項	様式												
略													
備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号） <u>第14条</u> に規定する部局長等をいう。													
報告事項	様式												
略													
備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号） <u>第13条</u> に規定する部局長等をいう。													

#### 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。